

課題

- 収入がある被害者と比べて、幼いこどもや学生、家事労働者等の収入がない被害者について、遺族に対する給付額が十分ではない。
- 生計維持関係遺族の有無にかかわらず、残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることや、葬儀費用などの犯罪被害に関連した支出により、経済的に大きな打撃を受けており、遺族に対する給付額が十分ではない。

現状

- 被害者に収入がない場合、遺族給付基礎額の最低額は3,200円（被害者が20歳未満の場合）となっている。
- 遺族給付基礎額の算定に当たっては、犯罪被害者本人の収入のみを基礎としている。

幼いこどもを亡くした両親が受給者となる場合

$$\text{遺族給付金} = \text{遺族給付基礎額} \times \text{倍数}$$

遺族給付基礎額 3,200円
倍数 1,000倍
→ **給付額：320万円**

見直しの骨子

※関係機関との調整は未了である。

早期に犯罪被害者等の支援を充実するという観点から、来年度の可能な限り早期から改正制度が施行できるよう、次の点について制度の見直しを図る。

I . 遺族給付金の支給最低額の一~~律~~引上げ

遺族給付金の支給額について、他の公的給付を参考に、一定の水準まで**一律に最低額を引き上げる。**

II . 遺族給付金の支給額の増額

I の引上げに加え、配偶者、子又は父母に対する遺族給付金について増額を行う。

III . 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一~~律~~引上げ